

*北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
規 則	
○北海道職員委員会規則の一部を改正する規則.....（人事課）	1
○老人福祉法施行細則の一部を改正する規則.....（高齢者保健福祉課）	1
○社会福祉法施行細則の一部を改正する規則.....（介護保険課）	1
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則.....（子ども未来推進局）	2
○児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（子ども未来推進局）	3
○北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則.....（商工金融課）	4
○動物用医薬品等取締規則施行細則の一部を改正する規則.....（畜産振興課）	5
○北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則.....（漁業管理課）	6
○北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則.....（道有林課）	8
○北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則.....（建設政策課）	8
○河川法施行細則の一部を改正する規則.....（河川課）	10
○海岸法施行細則の一部を改正する規則.....（砂防災課）	11
○北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則（出納局総務課）	12
○北海道財務規則の一部を改正する規則.....（出納局総務課）	15
○管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則及び地方公営企業法第39条 第2項に規定する知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則（企業局総務課）	17
訓 令	
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令.....（法制文書課）	17

規 則	
北海道職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成20年3月31日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第48号 北海道職員委員会規則の一部を改正する規則	

北海道職員委員会規則（昭和41年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。
第1条中「第25条第3項」を「第9条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第49号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和38年北海道規則第152号）の一部を次のように改正する。

第13条中「若しくは日本赤十字社」を「（法第35条の規定により社会福祉法人とみなされる日本赤十字社及び法附則第6条の2の規定により社会福祉法人とみなされる農業協同組合連合会を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第50号

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉法施行細則（昭和28年北海道規則第154号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第107条第1項」を「第109条第1項」に改める。

第9条を削る。

第10条第1項中「厚生労働大臣」の次に「若しくは北海道厚生局長」を加え、「すべて」及び「（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定によるものにあつては、保健所長）」を削り、同条第2項中「支庁長又は保健所長」を「保健福祉事務所長」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第51号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の2条を加える。

（保育士試験合格通知書の再交付）

第1条の2 保育士試験（平成16年に行われた保育士試験に限る。）に合格した者は、省令第6条の13の規定により通知された合格通知書（以下この条において「合格通知書」という。）を破り、汚し、又は失ったときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の申請は、別記第1号様式の保育士試験合格通知書再交付申請書によりしなければならない。この場合においては、破り、又は汚した合格通知書を申請書に添えるものとする。

3 合格通知書の再交付を受けた者は、失った合格通知書を発見したときは、直ちに知事にこれを返納しなければならない。

（保育士資格証明書の再交付）

第1条の3 児童福祉法施行規則及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第96号）第1条の規定による改正前の省令第43条の2の規定により保育士資格証明書の交付を受けた者は、保育士資格証明書を破り、汚し、又は失ったときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の申請は、別記第1号様式の2の保育士資格証明書再交付申請書によりなければならない。この場合においては、破り、又は汚した保育士資格証明書を申請書に添えるものとする。

3 保育士資格証明書の再交付を受けた者は、失った保育士資格証明書を発見したときは、直ちに知事にこれを返納しなければならない。

第2条中「別記第1号様式」を「別記第1号様式の3」に改める。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

別記第1号様式を別記第1号様式の3とし、附則の次に次の2様式を加える。

別記第1号様式（第1条の2関係）

北海道収入証紙欄

保育士試験合格通知書再交付申請書

保育士試験合格通知書の再交付を受けたいので、児童福祉法施行細則第1条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 氏 名

2 生 年 月 日 年 月 日

3 保育士試験合格通知書
交 付 年 月 日 年 月 日4 保育士試験合格通知書
交 付 番 号 第 号

5 申 請 理 由

年 月 日

北海道知事 様

郵便番号
申請者 住 所
氏 名 ⑩
（電話番号）

注1 北海道収入証紙は、申請者の印章又は署名により消印すること。

2 氏名が保育士試験の受験時と相違する場合は、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書を添付すること。

別記第1号様式の2（第1条の3関係）

北海道収入証紙欄

保育士資格証明書再交付申請書

保育士資格証明書の再交付を受けたいので、児童福祉法施行細則第1条の3第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 氏 名

2 生 年 月 日 年 月 日

3 保育士資格証明書
交 付 年 月 日 年 月 日4 保育士資格証明書
交 付 番 号 第 号

5 申 請 理 由

年 月 日

北海道知事 様

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
(電話番号)



注 1 北海道収入証紙は、申請者の印章又は署名により消印すること。

2 氏名が保育士資格証明書の交付時と相違する場合は、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書を添付すること。

別記第17号様式の2の2中「携帯させなければならない」を「携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第52号

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成13年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第9条第1項後段」を「第8条の2第1項後段、第9条第1項後段及び第9条の2第1項後段」に、「別記様式」を「別記第1号様式」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第9条の6の証票は、別記第2号様式の証票とする。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 法第8条の2第1項から第3項までの規定による出頭要求等に関すること。
- (2) 法第9条第1項の規定による立入調査等に関すること。
- (3) 法第9条の2の規定による再出頭要求等に関すること。
- (4) 法第9条の3第1項から第3項までの規定による臨検、搜索等に関すること。
- (5) 法第9条の3第4項の規定による臨検又は搜索の許可状の受理
- (6) 法第9条の3第5項の規定による臨検又は搜索の許可状の職員への交付
- (7) 法第10条の3の規定による臨検等の報告の受理

- (8) 法第11条第3項の規定による児童虐待を行った保護者に対する同条第2項の指導を受けるべき旨の勧告
- (9) 法第11条第4項の規定による保護者が同条第3項に規定する勧告に従わない場合の必要な措置に関すること。
- (10) 法第13条の規定による施設入所等の措置の解除に係る児童福祉司等の意見の聴取に関すること。

別記様式を次のように改める。

別記第1号様式（第2条関係）

表

証 票	
第 号	年 月 日 交付
所 属	
職 氏	名
上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項の	
児童委員	
児童の福祉に関する	
事務に従事する職員	
であることを証明	
します。	

裏

児童虐待の防止等に関する法律
(出頭要求等)
第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるとき

は、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

（立入調査等）

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。

（再出頭要求等）

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式（第2条関係）

表

証 票	
第 号	年 月 日 交付
所属	
職 氏	名

上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項及び第2項の児童の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明します。

裏

児童虐待の防止等に関する法律

（臨検、搜索等）

第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が前条第1項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。（身分の証明）

第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第53号

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年北海道規則第157号）の一部を次のように改正する。

別表第2中13の項を削り、14の項を13の項とし、15の項から18の項までを1項ずつ繰り上

げる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の北海道中小企業高度化資金貸付規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき貸付された中小企業高度化資金については、なお従前の例による。
- 3 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）附則第5条の規定による廃止前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成9年法律第28号）第8条第2項に規定する承認高度化等計画、同法第10条第2項に規定する承認高度化等円滑化計画、同法第24条第2項に規定する承認進出計画又は同法第26条第2項に規定する承認進出円滑化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付については、改正前の規則別表第2の13の項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」とあるのは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）附則第5条の規定による廃止前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」とする。

動物用医薬品等取締規則施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第54号

動物用医薬品等取締規則施行細則の一部を改正する規則

動物用医薬品等取締規則施行細則（昭和36年北海道規則第65号）の一部を次のように改正する。

第2条中「許可」の次に「（法第25条第3号に規定する配置販売業の許可を除く。）」を加える。

第10条を第13条とし、第9条を第12条とし、第8条の次に次の3条を加える。

（動物用医薬品登録販売者試験）

第9条 省令第115条の3に規定する動物用医薬品登録販売者試験（以下「動物用医薬品登録販売者試験」という。）は、年1回行う。ただし、知事は、必要があると認めるときは、臨時に試験を行うことができる。

2 動物用医薬品登録販売者試験を受けようとする者は、別記第4号様式の受験願書に、省令第115条の6第2項各号のいずれかに該当することを証する書類及び写真（縦6センチメートル、横4センチメートルで、願書提出前6月以内に脱帽して正面上半身を撮影したもの）を添えて、知事に提出するものとする。

（不正行為の禁止）

第10条 知事は、動物用医薬品登録販売者試験に関して不正の行為があった場合には、その

不正行為に係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその動物用医薬品登録販売者試験を無効とすることができる。

（合格証明書の交付）

第11条 動物用医薬品登録販売者試験に合格した者は、合格証明書の交付を知事に申請することができる。

2 前項の規定による申請は、別記第5号様式の動物用医薬品登録販売者試験合格証明書交付申請書を提出して行うものとする。

別記第2号様式中「法人にあっては、名称及び代表者の氏名」を削り、「第7条第1項」を「第6条第1項」に、

「2 配置販売業者 住所 氏名」を

「2 所属する配置販売業者の氏名又は名称及び住所」に改

め、同様式の末尾欄外注を次のように改める。

注1 申請書は、正副2通を提出すること。

2 所属する配置販売業者の氏名又は名称及び住所の欄には、申請者が配置販売業者であるときは、その旨を記載すること。

別記第3号様式中「第8条第1項」を「第7条第1項」に、

「2 配置販売業者 住所 氏名」を

「2 所属する配置販売業者の氏名又は名称及び住所」に改

め、同様式の末尾欄外注を次のように改める。

注1 申請書は、正副2通を提出すること。

2 所属する配置販売業者の氏名又は名称及び住所の欄には、申請者が配置販売業者であるときは、その旨を記載すること。

別記第3号様式の次に次の2様式を加える。

別記第4号様式（第9条関係）

北海道収入証紙欄	
動物用医薬品登録販売者試験受験願書	
年 月 日	
北海道知事 様	
氏名	
動物用医薬品登録販売者試験を受験したいので、動物用医薬品等取締規則施行細則第9条第2項の規定により関係書類を添えて提出します。	
記	
1	本籍（都道府県名）
2	現 住 所
	〒
	電話番号
3	氏 名（ふりがな）
4	生 年 月 日 年 月 日
5	性 別 男 ・ 女

注 申請書は、正副2通を提出すること。 (A4判)

別記第5号様式（第11条関係）

北海道収入証紙欄	
動物用医薬品登録販売者試験 合格証明書交付申請書	
年 月 日	
北海道知事 様	
氏名	
動物用医薬品等取締規則施行細則第11条第2項の規定により、動物用医薬品登録販売者試験合格証明書の交付を申請します。	
記	

- | | |
|---|---------------------------------|
| 1 | 合 格 年 月 日 |
| 2 | 合 格 番 号 |
| 3 | 本籍（都道府県名） |
| 4 | 現 住 所 |
| | 〒 |
| | 電話番号 |
| 5 | 氏 名（ふりがな） |
| 6 | 生 年 月 日 年 月 日 |
| 7 | 性 別 男 ・ 女 |
| 8 | 参 考 事 項 |

- 注1 申請書は、正副2通を提出すること。
- 2 氏名又は本籍（都道府県名）が受験時と相違する場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。 (A4判)

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の動物用医薬品等取締規則施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の動物用医薬品等取締規則施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第55号

北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則

北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第5条第9号、第14号及び第22号に掲げる」を「第5条第2号ケ、コ、サ、ソ及びニに規定する」に改める。

第5条を次のように改める。

（漁業の許可）

第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからヒまでに規定するものにおいて当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業においては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チから

トまで、八及びヒに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

(1) たこの採捕を目的として営む漁業（動力漁船を使用するものに限る。当該水産動物の採捕を目的とする漁業を「たこ漁業」という。）

(2) 次に掲げる漁業の方法により営む漁業

ア かに固定式刺し網（動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「かに固定式刺し網漁業」という。）

イ ほっけ固定式刺し網（幌泉郡襟裳岬正南の線以東の太平洋（オホーツク海を含む。）海域及び日本海海域において動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「ほっけ固定式刺し網漁業」という。）

ウ めぬけ固定式刺し網（太平洋（オホーツク海を含み、日本海を除く。）海域において動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「めぬけ固定式刺し網漁業」という。）

エ にしん固定式刺し網（積丹郡積丹岬正西の線以北の日本海海域及び目梨・斜里両郡界正東の線以北のオホーツク海海域において動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「にしん固定式刺し網漁業」という。）

オ すけとうだら固定式刺し網（動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「すけとうだら固定式刺し網漁業」という。）

カ たら固定式刺し網（動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「たら固定式刺し網漁業」という。）

キ かれい固定式刺し網（動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「かれい固定式刺し網漁業」という。）

ク きちじ固定式刺し網（別表第1に掲げる海域において動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「きちじ固定式刺し網漁業」という。）

ケ さんま棒受け網（オホーツク海海域において動力漁船を使用するもの及び幌泉郡襟裳岬正南の線以東の太平洋（オホーツク海を除く。）海域において総トン数10トン未満の動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「さんま棒受け網漁業」という。）

コ さんま流し網（幌泉郡襟裳岬正南の線以東の太平洋（オホーツク海を除く。）海域において総トン数10トン未満の動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「さんま流し網漁業」という。）

サ はえ縄（たら、めぬけ又はさめを対象とするものに限る。当該漁業の方法による漁業を「はえ縄漁業」という。）

シ すけとうだらはえ縄（当該漁業の方法による漁業を「すけとうだらはえ縄漁業」と

いう。）

ス 小型さけ・ますはえ縄（太平洋（オホーツク海を含み、日本海を除く。）海域において総トン数10トン以上の動力漁船を使用するもの及び別表第2に掲げる海域において無動力漁船を使用するものを除く。当該漁業の方法による漁業を「小型さけ・ますはえ縄漁業」という。）

セ きちじはえ縄（別表第1に掲げる海域において動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「きちじはえ縄漁業」という。）

ソ いか釣り（動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「いか釣り漁業」という。）

タ 機船船びき網（当該漁業の方法による漁業を「機船船びき網漁業」という。）

チ かにかご（動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「かにかご漁業」という。）

ツ えびかご（動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「えびかご漁業」という。）

テ つぶかご（動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「つぶかご漁業」という。）

ト かご（動力漁船を使用するものに限る。ただし、たこの採捕を目的とするもの及びチからテまでに掲げる漁業の方法を除く。当該漁業の方法による漁業を「かご漁業」という。）

ナ さば流し網（太平洋（オホーツク海及び日本海を除く。）海域において動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「さば流し網漁業」という。）

ニ いるか突棒（当該漁業の方法による漁業を「いるか突棒漁業」という。）

ヌ 小型まき網（総トン数5トン未満の船舶を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「小型まき網漁業」という。）

ネ こぎびき網（動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「こぎびき網漁業」という。）

ノ 火光を利用する敷き網（ケに掲げる漁業の方法を除く。当該漁業の方法による漁業を「火光を利用する敷き網漁業」という。）

ハ 小型定置網（当該漁業の方法による漁業を「小型定置網漁業」という。）

ヒ 底建網（当該漁業の方法による漁業を「底建網漁業」という。）

フ 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。当該漁業の方法による漁業を「潜水器漁業」という。）

第23条第1項中「第5条各号に掲げる」を「第5条各号に規定する」に改める。

第36条を次のように改める。

（漁業の禁止）

第36条 次の各号に掲げる漁業の方法により営む漁業は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、営んではない。

- (1) さけ・ます流し網（動力漁船を使用するものを除く。当該漁業の方法による漁業を「さけ・ます流し網漁業」という。）
- (2) さけ・ます固定式刺し網（当該漁業の方法による漁業を「さけ・ます固定式刺し網漁業」という。）
- (3) にしん流し網（当該漁業の方法による漁業を「にしん流し網漁業」という。）
- (4) すけとうだら流し網（当該漁業の方法による漁業を「すけとうだら流し網漁業」という。）

第36条の次に次の1条を加える。

（漁業の禁止期間）

第36条の2 さけ・ますを目的とした小型まき網漁業及び漁業法第66条第1項に掲げる中型まき網漁業は、周年、これを操業してはならない。

2 漁業法第66条第1項に掲げる小型さけ・ます流し網漁業は、9月1日から翌年1月31日までは、これを操業してはならない。

3 前2項の規定に違反して9月1日から翌年1月31日までの間において採捕したさけ及びます若しくはそれらの卵又はそれらの製品は、所持し、又は販売してはならない。

第41条を次のように改める。

第41条 削除

第42条の3を次のように改める。

（無許可操業等により採捕した水産動物の所持又は販売の禁止）

第42条の3 第5条の規定に違反して採捕したけがに、はなさきがに、なまこ、えぞあわび、まだかあわび、えぞばふんうに（がぜ）若しくはきたむらさきうに（のな）又はそれらの製品は、所持し、又は販売してはならない。

2 第5条の規定（小型まき網漁業に係るものに限る。）若しくは第36条の規定（さけ・ます流し網漁業又はさけ・ます固定式刺し網漁業に係るものに限る。）又は漁業法第66条第1項の規定（中型まき網漁業又は小型さけ・ます流し網漁業に係るものに限る。）に違反して、9月1日から翌年1月31日までの間において採捕したさけ及びます若しくはそれらの卵又はそれらの製品は、所持し、又は販売してはならない。

第55条第1項第1号中「第5条、」を削り、「第35条から第42条の3まで」を「第35条、第36条の2から第40条まで、第42条から第42条の3まで」に改める。

別表第2の2中「、第36条及び第41条」を削る。

付図2中「釧路川」を「新釧路川」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第42条の3第1項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の北海道海面漁業調整規則（以下「旧規則」という。）第5条の規定による漁業の許可又は旧規則第19条の規定による起業の認可であって、現に効力を有するものは、その有効期間の満了の日までは、この規則による改正後の北海道海面漁業調整規則（以下「新規則」という。）第5条の規定による漁業の許可又は新規則第19条の規定による起業の認可がされたものとみなす。ただし、旧規則第5条第9号に規定する漁業に係る許可又は当該漁業に係る起業の認可については、許可又は起業の認可の内容（漁業種類）に従い、それぞれ新規則第5条第2号ケ又はコに規定する漁業に係る許可又は当該漁業に係る起業の認可がされたものとみなす。

3 この規則の施行前にした漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第1項の規定（小型機船底びき網漁業に限る。）による漁業の許可又は旧規則第19条の規定による起業の認可について、旧規則第41条の規定は、その有効期間の満了の日まで、なおその効力を有する。

4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第56号

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則

北海道有林野の産物売払規則（昭和36年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。第39条中「年3.4パーセント」を「年3.7パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、この規則の施行の日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約について適用し、同日前に契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第57号

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則

北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「伴う場合」の次に「の着陸料並びに停留料及び格納庫使用料」を加え、「又は格納庫使用料を伴わない場合」を「及び格納庫使用料を伴わない場合の着陸料」に改め、「直ちに」の次に「、保安料にあっては離陸後遅滞なく」を加える。

第11条第1項中「停留料」の次に「、保安料」を加える。

附則第3項中「又は格納庫」を削り、「使用料」を「着陸料」に改め、同項第1号中「種別ごとの」を「着陸料の」に、「3分の2」を「10分の7」に改め、同項第2号ア中「ターボジェット発動機」の次に「又はターボファン発動機」を、「航空機」の次に「（以下「ジェット機」という。）」を加え、同号イ及びウ中「ターボジェット発動機を装備する航空機」を「ジェット機」に改める。

別表第2の1中「国際航空に従事する」を「消費税法（昭和63年法律第108号）第7条の規定により消費税を免除することとされた」に改め、同表の1の表着陸料の項中「ターボジェット発動機を装備する航空機」を「ジェット機」に、「1,100円」を「1,000円」に、「1,500円」を「1,400円」に、「1,700円」を「1,550円」に、「1,800円」を「1,650円」に改め、同表停留料の項の次に次のように加える。

保安料	他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うジェット機について、有償で運送された旅客数に100円を1.05で除した額を乗じて得た額
-----	---

別表第2の2の表着陸料の項中「ターボジェット発動機を装備する航空機」を「ジェット機」に、「1,155円」を「1,050円」に、「1,575円」を「1,470円」に、「1,785円」を「1,627円50銭」に、「1,890円」を「1,732円50銭」に改め、同表停留料の項の次に次のように加える。

保安料	他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うジェット機について、有償で運送された旅客数に100円を乗じて得た額
-----	---

別表第3の1の表管の埋設の項を次のように改める。

管の外径が0.07メートル未満のもの	20円	21円	延長が1メートルに満たないときは1メートルとし、又は延長に1メートルに満たない端数があるときはその端数部分を1メートルとする。
管の外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	29円	30円45銭	
管の外径が0.1メートル以上0.15メートル未	43円	45円15銭	

管の埋設	満のもの	1メートルにつき1年		
	管の外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		57円	59円85銭
	管の外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		86円	90円30銭
	管の外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110円	115円50銭
	管の外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		200円	210円
	管の外径が0.7メートル以上のもの		290円	304円50銭

別記第6号様式中

承認を受けようとする使用料の種類及び予定金額	着陸料	円	を
	停留料	円	
	格納庫使用料	円	

承認を受けようとする使用料の種類及び予定金額	着陸料	円	に
	停留料	円	
	保安料	円	
	格納庫使用料	円	

改める。

別記第7号様式中

	区分	使用料合計額(A)	減額（免除）を希望する額(B)	減額（免除）後の使用料(A)－(B)

使 用 料	着 陸 料	円	円	円
	停 留 料	円	円	円
	格納庫使用料	円	円	円
	土地等使用料	円	円	円

を

」

使 用 料	区 分	使用料合計額(A)	減額（免除）を希望する額(B)	減額（免除）後の使用料(A)－(B)
	着 陸 料	円	円	円
	停 留 料	円	円	円
	保 安 料	円	円	円
	格納庫使用料	円	円	円
	土地等使用料	円	円	円

に

」

改める。

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道空港条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道空港条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第58号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則（昭和40年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第5号中「その他」を「公共の土木施設の災害復旧等の用に供するために行う河川の産出物の採取その他」に改め、同条第2項中「条例」を「前項に掲げる行為のほか、条例」に改める。

第14条中「第12条」を「第13条」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「別記第6号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（督促状）

第10条 法第74条第2項の督促状は、別記第6号様式とする。

別記第6号様式中「（第11条関係）」を「（第12条関係）」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

別記第6号様式（第10条関係）

（表面）

様

督 促 状

年 度	年度	督促番号	第 号
滞 納 金 額	円		
滞納金の内容及び河川名		種類	利用者番号

上記の金額が未納となっていますから、
年 月 日までに納入してください。（裏面に続く）

年 月 日

北海道 支庁長

印

(裏面)

注意

- 1 この督促状に指定した期限までに納入がないときは、財産の差押え等を行うことがあります。
 - 2 この督促状に指定した期限後に納めるときは、指定納期限の翌日から納めた日までの日数に応じ、納入金額(その計算の基礎となる納入金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその納入金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)につき年14.5パーセントの割合を乗じて計算して得た金額を延滞金として納めてください。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額については納める必要がありません。
 - 3 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に審査請求をすることができます。
 - 4 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日(3の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この督促状を受け取ったとき、既に納入済みの場合は、行違いになっておりますのでご容赦ください。

(用紙の大きさは、郵便はがき大とする。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

海岸法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第59号

海岸法施行細則の一部を改正する規則

海岸法施行細則(昭和45年北海道規則第58号)の一部を次のように改正する。

第12条の4中「第12条の2第1項」を「第12条の2中「第35条第1項」とあるのは「第37条の8において準用する法第35条第1項」と、第12条の3第1項」に改め、同条を第12条の5とする。

第12条の3を第12条の4とする。

第12条の2第1項中「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第12条の3とする。

第12条の次に次の1条を加える。

(督促状)

第12条の2 法第35条第1項の督促状は、別記第7号様式とする。

第14条及び第15条中「別記第8号様式」を「別記第9号様式」に改める。

第17条中「第12条の3」を「第12条の4」に改める。

別表中「第12条の2関係」を「第12条の5関係」に改める。

別記第1号様式中「第12条の2関係」を「第12条の5関係」に改める。

別記第4号様式から別記第6号様式までの規定中「第12条の2関係」を「第12条の5関係」に、「(第12条の2)」を「(第12条の5)」に改める。

別記第8号様式を別記第9号様式とする。

別記第7号様式中「第12条の2関係」を「第12条の3関係」に改め、「第35条第3項」の次に「(同法第37条の8において準用する場合を含む。)」を加え、同様式を別記第8号様式とする。

別記第6号様式の次に次の1様式を加える。

別記第7号様式(第12条の2関係)

(表面)

様

《 督 促 状 》

年 度	年度	督促番号	第 号
滞 納 金 額	円		
滞 納 金 の 内 容	種類	利用者番号	

上記の金額が未納となっていますから、
年 月 日までに納入してください。

年 月 日

北海道 支庁長

印

（裏面をお読みください。）

（裏面）

注意

- この督促状に指定した期限までに納入がないときは、財産の差押え等を行うことがあります。
- この督促状に指定した期限後に納めるときは、指定納期限の翌日から納めた日までの日数に応じ、納入金額（その計算の基礎となる納入金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその納入金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）につき年10.75パーセントの割合を乗じて計算して得た金額を延滞金として納めてください。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額については納める必要がありません。
- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（3の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を

代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

この督促状を受け取ったとき、既に納入済みの場合は、行違いになっておりますのでご容赦ください。

（用紙の大きさは、郵便はがき大とする。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第60号

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則（昭和35年北海道規則第100号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「平成」を削り、

「

納期限	督 促 手 数 料	指 定 納 期 限
	円	

「

納 期 限	指 定 納 期 限

」

を

に改める。

別記第3号様式中

金 額	督 促 手数料
円	円

を

金 額
円

に改める。

別記第4号様式その1中

科 目	金 額	督促手数料
	円	円

を

科 目	金 額
	円

に改め、同様式その2中

科 目	金 額	督促手数料
	円	円

を

科 目	金 額
	円

に改め、同様式その3中

科 目	金 額	督促手数料
	円	円

を

科 目	金 額
	円

に改める。

別記第5号様式中

科 目	金 額	督促手数料
	円	円

を

科 目	金 額
	円

に改める。

別記第6号様式から別記第8号様式までの規定及び別記第11号様式中

科 目	金 額	督促手数料
	円	円

を

科 目	金 額
	円

に改める。

別記第13号様式中

科 目	金 額	督 促 手数料
	円	円

を

科 目	金 額
	円

に改める。

別記第14号様式その1中

科 目	金 額	督 促 手数料
	円	円

を

科 目	金 額
	円

に改める。

別記第16号様式中

科 目	金 額	督促手数料
	円	円

科 目	金 額
	円

を

に改める。

別記第17号様式中

科 目	金 額	督促手数料
	円	円

科 目	金 額
	円

を

に改める。

別記第18号様式中

科 目	金 額	督促手数料
	円	円

科 目	金 額
	円

を

に改める。

別記第19号様式その3米穀配給所の項を削り、同様式その3中「平成」を削る。

別記第20号様式中「平成」を削り、

金 額	納期限	督促手数料
円		円

を

金 額	納期限
円	

に改める。

別記第21号様式中「平成」を削り、

金 額	督促手数料
円	円

を

金 額
円

に改める。

別記第22号様式中

科 目	金 額	督促手数料
	円	円

を

科 目	金 額
	円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第61号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「代表課等の長又は参事」を「代表課の長」に、「企画振興部地域振興・計画局市町村課長」を「企画振興部地域行政局市町村課長」に改め、同条第6号中「出先機関（以下）」を「出先機関及び教育委員会の管理に属する機関（以下これを）」に改める。

第5条第1項及び第2項中「及び地方部局」を「、地方部局及び地方公所」に改め、同条第3項中「事務」の次に「及び知事の指定する地方公所の所掌する事務」を加える。

第12条第1項第10号中「第6条」を「第7条」に改め、同条第4項に次のただし書を加える。

ただし、教育長に対しては、次に掲げる事項については、その執行を委任しない。

(1) 第1項第6号から第10号までに掲げる事項

(2) 第2項に規定する事項

第12条第5項第4号及び第12条の2第1項第5号中「第6条」を「第7条」に改める。

第13条の2第2項及び第14条の2第1号中「第12条第2項」の次に「及び第4項」を加え、「同項」を「同条第2項及び第4項第2号」に改める。

第43条第2項第9号を次のように改める。

(9) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2、少年法（昭和23年法律第168号）第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第499条第2項及び遺失物法（平成18年法律第73号）第37条第1項の規定により道に帰属する歳入金
第129条第2項中「（郵便局を含む。）」を削り、同条第3項中「銀行その他の金融機関（郵便貯金銀行を除く。）の営業所等を支払場所とした」を「第1項に規定する方法による支払をする」に改め、同条第4項を削る。

第175条第1項中「年3.4パーセント」を「年3.7パーセント」に改める。

第203条の2第4項中「地方公所」の次に「（教育委員会の管理に属する機関である地方公所を除く。第205条第2項において同じ。）」を加える。

第205条第2項中「地方公所長」の次に「（教育委員会の管理に属する機関の長である地方公所長を除く。）」を加える。

第205条の17第2項第6号中「（使用料を減免しようとする場合にあっては、その理由）」を削る。

第205条の25の2第2項中「である土地の貸付け又はこれ」を「の貸付け又は行政財産である土地」に改める。

第265条第1項第1号中「又は社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録されている社債、地方債その他の債券」及び「又は登録済証」を削る。

第358条の2第3項第5号を次のように改める。

(5) 法第238条第1項第6号に掲げる権利については、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

ア 株式 当該株式の発行に際して株主となる者が当該株式1株と引換えに株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額（当該額がない場合にあっては、当該株式会社の資本の額及び資本準備金の額の合計額を発行済株式の総数で除して得た額）に株数を乗じて算定した金額

イ 社債及び地方債 社債原簿又は地方債証券原簿に記載され、又は記録された当該社債又は当該地方債の金額

ウ 国債 振替口座簿に記載され、又は記録された金額

エ その他の権利 知事の定める基準により算定した金額

別表第1中「（経 済 部）」を「サハリン事務所
シンガポール事務所」に、

「（経 済 部）」を「サハリン事務所」に、

「環 境 科 学 研 究 セ ン タ ー
を
苦 小 牧 地 方 環 境 監 視 セ ン タ ー」を

「環 境 科 学 研 究 セ ン タ ー」に、

「教 職 員 検 診 セ ン タ ー
を
教 育 研 究 所」を

「教 育 研 究 所」に、

「図 書 館
を
生 涯 学 習 推 進 セ ン タ ー」を

「図 書 館」に改める。

別表第7株券等の項中「及び社債等登録法の規定により登録された社債」を削る。

第27号様式その1からその3までの規定中「銀行 店・ 郵便局」を削る。

第33号様式その2第1葉及び第2葉中

[illegible]

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「代表課等の課長」を「代表課長」に、「当該課長」を「当該代表課長」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

文書主管課には、例規番号簿（別記第1号様式）を備えなければならない。

第7条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 総務業務センター及び課を置く出先機関の文書主管課には、次に掲げる帳簿等を備えなければならない。

(1) 北海道收受印（別記第2号様式）

(2) 特殊文書收受簿（別記第3号様式）

第9条の見出しを「（主務課以外に到達した文書の処理）」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は」を「に到達した文書であって前条第1項以外のものは総務業務センターにおいて、」に、「前条第1項」を「同項」に、「文書主管課」を「当該出先機関の文書主管課」に改め、同条第2号中「文書主管課收受印」を「北海道收受印」に改める。

第31条第1項中「本庁又は」を「本庁にあっては総務業務センターにおいて、」に改め、「あつては」の次に「当該出先機関の」を加える。

別表の付表中

「 行政改革局総務業務センター	業 務	を
「 行政改革局総務業務センター 行政改革局試験研究機関改革推進室	業 務 試 改	に、
「 参事	知 政	を
「 総務課	知 総	に、
「 知事室道政相談センター	相 談	を
「 知事室道政相談センター 政策審議局 計画推進局	相 談 政 審 知 計	に、

「 地域振興・計画局地域づくり支援室 地域振興・計画局計画室 地域振興・計画局市町村課 地域振興・計画局統計課	地 支 計 画 市 町 村 統 計	を
「 地域行政局市町村課 地域行政局統計課 地域づくり支援局	市 町 村 統 計 地 支	に、
「 福祉局介護保険課	介 保	を
「 福祉局指導監査課	福 指 監	に、
「 農業経営局農業経営課 農業経営局農業支援課 農業経営局農地調整課 農業経営局技術普及課	経 営 支 援 農 調 技 普	を
「 食の安全推進局技術普及課 農業経営局農業経営課 農業経営局農業支援課 農業経営局農地調整課	技 普 経 営 支 援 農 調	に、
「 水産局漁業管理課 林務局全国植樹祭推進室	漁 管 北 全 植	を
「 水産局漁業管理課	漁 管	に改める。

別記第3号様式を削り、別記第2号様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式を別記第2号様式とし、同様式の前に次のように加える。

別記第1号様式（第7条、第29条関係）

例 規 番 号 簿

番 号	月 日	標 題	主 務 課	備 考

(日本工業規格 A 4)

注 「月日」の欄には、法規文書にあっては公布月日を、令達文書(訓令に限る。)にあっては令達月日を、告示文書にあっては告示月日を記載すること。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

